

18 陳情 第 6 号	新宿区協働推進規程の廃止を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年2月10日受理、平成18年2月27日付託
陳情者	東京都新宿区住吉町 _____ _____
<p>(要 旨)</p> <p>この訓令は平成17年3月31日、訓令第17号、4月1日に施行されたものである。しかし、区長は当時「協働」という言葉の本来の意味を知らなかったことは、平成17年の9月から12月の「区長と話そう - しんじゅくトーク」に於ける発言を聞けば明らかであるし、区長もそのことは感じていたと信じたい。よって区長が「協働」という言葉の本来の意味を知らない時点での訓令は無効であり、廃止を要求するものである。</p> <p>(理 由)</p> <p>区長は「協働」という言葉が好きである。私に対する「協働」の意味の回答として次のように言っている。</p> <p>「地域の課題を解決するために、地域社会を構成する多くの人たちと行政が、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら、共通する課題の解決につとめることを総称して協働と表現しております。」と。この解釈も間違っているのである。行政の長が勝手に「日本語」の解釈を変えていいものであるのかを考えれば当然「ダメ」であるということになるのは当たり前である。かの有名な国語辞書「広辞苑」によると「協働」とは協力して働くこと」とある。「働く = 労働」である。労働には対価が必要であることは考えなくとも分かることである。その「対価」も考えず、「協働」という言葉を使う区長の心理的、教養的素養を問うものであり新宿区協働推進規程を廃止するのは当然である。</p>	